

新潟市消防関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 1 2 月 2 7 日

新潟市長 中原ハ一

新潟市条例第 7 1 号

新潟市消防関係手数料条例の一部を改正する条例

新潟市消防関係手数料条例（平成 2 2 年新潟市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表 5 2 の項中「第 2 0 条第 1 項又は第 3 項に規定する」を「第 2 0 条第 1 項若しくは第 3 項又は高圧法第 3 9 条の 2 2 第 1 項の規定による」に改め、「同項に規定する特定変更工事に係る完成検査を」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。